令和5年度 各種アクションプラン 「5」プラン





津久見市教育委員会

「5」プランもくじ

- I. 学力向上アクションプラン…PI~7
- 2. 体力向上アクションプラン…P8~9
- 3. いじめ防止対策アクションプラン…PIO~I3
- 4. 不登校対策アクションプラン…PI4~I7
- 5. 特別支援教育アクションプラン···P18~19

津久見市学力向上アクションプラン

市内で統一した学力向上の取組の徹底

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の定着
 - ○単元末や定期考査等の低学力層 (小60%以下,中40%以下)の割合・・・・10%以下
- ② 既存の知識・技能を活用して

課題解決力の向上

- ○「話し合う活動を通じて考えを深めたり、広がった」と 答える児童生徒の割合・・・・小・中 80%以上
- ③ 自己肯定感を高め,

主体的に学びに向かう力の育成

- ○「授業が好き,将来役に立つ」など学びに対して 肯定的に捉える児童生徒の割合・・・小・中 90%以上
- ○「授業での学びや気づき等を振り返ることができた」と 肯定的に捉える児童生徒の割合・・・小・中 80%以上

◎経験年数の浅い教員の授業力向上を図る

- →学校は,教務主任や管理職を中心に授業観察を行い,指導を 行うとともに,市教委とも連携をとり,指導主事による学期に1回 程度の学校訪問(授業参観・協議等)を行う。
- →市教委は,経験年数の浅い教員の課題や対象者への指導方法等を協議するプロジェクトチーム会議をもつ。

実現のために・・・その1 「学級づくり・学習規律の確立」

- (1)安心して発言のできる教室づくり
- ・各校で, 学習環境・学習規律等の統一(研究主任中心に提案, 児童生徒会の意見反映)
- ・スタート・カリキュラムの取組(小1・中1)
- ・園からのアプローチカリキュラムと小学校のスタートカリキュラムをつなぐ取組(園・小)

(2)学びに向かう学習集団

- ・生徒指導の3機能を意識した授業づくり(自己決定・自己存在感・共感的な人間関係)
- ・年間2回のHyper-QU調査の実施(小3~中3)
- ・人間関係づくりプログラムを活用した仲間づくり

実現のために・・・その2 「学び残しをつくらない手立ての工夫」

(1)授業時の支援

- ・授業での「具体的な評価規準(B評価)」を設定→確かな見取り→手立て
- ・少人数指導を活用した個に応じた指導の推進
- ・学力調査の結果分析をもとに授業改善
- ・中学校での県問題データベース(国・社・数・理・英)の活用

(2)GIGAスクール事業 一人 I 台タブレットの活用

- ・主体的に学習に取り組む態度を育成する授業展開(学ぶ意欲,学びの継続)
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- ・デジタル教科書、タブレットドリルの効果的な活用

実現のために・・・その3 「新大分スタンダード」に基づいた授業改善

- (1)4点セットと学力向上プラン(授業改善の5点セット)の連動→校内研修で周知徹底
- ・児童生徒が主体的に学びに向かう課題設定
- △目的をもって書く・話す活動を適切に設定
- △資料をもとに考察し、表現する活動の推進(活用力、表現力の向上)

(2)授業改善に向けた取組の推進

- ・各学校による授業公開を年2回以上設定(互見授業を含む)
- ・授業力向上アドバイザーの活用
- ・学年や教科部会等を活用した授業協議(年4回以上)
- ・市全体での学力向上に係る研修会(年2回)

(3)「児童生徒と共に創る授業」の推進(振り返りの適切な設定)

- ・振り返りまで見通した授業の時間配分(基本的に毎時)
- ・児童生徒の振り返りを活用して授業改善

小学校英語指導力向上事業 小学校英語教育推進校の取組(R3~R5)

児童の英語力の定着状況に基づく効果的な指導の在り方の普及

- 取組
- (1)児童の正確な英語力を測る民間テストの実施
- (3)学習到達目標の作成

- (2)指導方法の工夫・改善
- (4)公開授業の実施

R	4 月	5月	6月~10月	11月	12 月	1 月	2月	3月
3 1		推進校連絡協議会 への参加		民間テスト実施 ※学校希望日			・テスト結果受領 ・帳票オンライン説明会	
R 4	4 月	5月	6月~10月	11月	12 月	1 月	2月	3月
R 5		推進校連絡協議会 への参加	公開授業の実施	民間テスト実施 ※学校希望日			・テスト結果受領	資料 提出

民間テスト、オンライン説明会について

【目的】

児童の確かな英語力を測定し、各学校で設定する学習到達目標の達成に向けた授業改善のPDCAサイクルに活用することを通して、指導方法の工夫・改善を図る。

【取組・方法】

- ・英語教育推進校は、希望する日に英語4技能のテストを実施し、終了後にテスト資材を 返送する。
- (業者から9月~10月の期間に、問題用紙やタブレット等のテスト資材が配送される。)
- ・英語教育推進校は、テスト結果を分析し、各学校で設定する学習到達目標の達成に向けた授業改善のPDCAサイクルに活用する。

(業者から12月中旬に、テスト結果が配送される。業者から、12月下旬にオンラインによる帳票説明会があり、帳票(結果)の見方等を英語推進校に伝えられる。)

公開授業について

【目的:小学校】

児童の確かな英語力を育む効果的な指導の在り方を近隣の学校に公開し、大分県の児 童の英語力向上と教師の英語指導力育成を目指す。

【取組·方法:小学校】

- ▶ 英語推進校はテスト結果に基づきこれまでの指導内容等を振り返り、4技能における 課題を克服するための授業を検討する。
- ▶ 英語推進校は、基本的には同一市内の小学校教員(各学校 | 名程度)を対象にして、 6月から | 0月の間に公開授業を実施する。
- ▶英語推進校は、公開授業を実施する際に、R4は指導案+学校用帳票の概要、R5は 指導案+指導方法の工夫と改善が分かる I 枚ものの資料を作成し、効果的な指導の 普及に努める。
- ▶ 英語推進校は、R5のテストの結果を踏まえた指導方法の工夫と改善が分かる | 枚ものの資料を3月に作成・提出する。

学力向上プロジェクトチームについて

市教育委員会は,授業力向上アドバイザー、教科担任制推進教員、初任者研修拠 点校指導教員、英語専科教員、各校研究主任等による「学力向上プロジェクト チーム会議」を開催し、津久見市学力向上アクションプランに掲げる目的の達成を 目指す。管内教員は、各校が行う公開授業に年2回以上参加するよう努める。

①授業力向上アドバイザー

【目的】

授業力向上アドバイザーは、配置校及び域内の人材育成を担い、単元における単位時間の役割や 位置づけを明確にした単元の指導計画を作成させることを通して、対象者の授業改善を行う。

【具体的な取組】

- ・新大分スタンダードを活用した単元の指導計画に基づくわかる授業づくりについて、授業参観や 指導案(単元の指導計画)作成指導等を行うとともに、必要に応じて模擬授業、授業公開を兼ねた 模範授業等を行う。
- ・配置校及び域内の学校長と協議し、経験年数の浅い教員(8年未満)に対する巡回指導に係る 年間計画や支援方針等を立案し、支援を実施する。
- ・津久見市アクションプランに係る公開授業において、対象者が授業者となる場合は、事後協議 等に参加し,授業作りの観点等を示す。また,他に指導にあたっている教員が参観できるよう,広 く情報交換を行う。学校教育課とも連携し、必要に応じて担当指導主事と共に指導にあたる。
- ・対象者の実践,良い取組や課題等の情報を校内,域内へ発信する。
- ・市教育委員会が行うPT会議に参加するとともに、県教育委員会が行う年間2回の「授業力向上 アドバイザー協議会」に参加し、授業力向上アドバイザー配置校調査等に協力する。

②小学校英語専科教員

【目的】

本務校又は兼務校において、津久見市学校教育指導方針にそって、CAN-DOリストに基づく効 果的な英語授業の進め方、1人1台端末の効果的な活用等について研究し、校内及び域内の授業改 善を推進する。

【具体的な取組】

- ・専科教員は、英語教育推進校と連携して教員の英吾指導力の向上を図る。
- ・小学校英語専科教員は、市内の各校を巡回し、単元の指導計画を基に指導及び助言を行う。 ・専科教員は、市の学力向上プロジェクト会議に参加し、津久見市全体の学力状況を把握する。 その際、児童の英語力の定着状況を報告する。
- ※ 参考とする県教育委員会作成資料
 - 「小学校英語指導の手引き3(実践編)」(令和3年)
 - 「小学校英語指導の手引き2(応用編)」(令和2年)

「小学校英語指導力向上事業」小学校英語教育推進校の取組においては,児童生徒の学びが 小から中へ連なった学びとなるよう推進校を中心に各小学校、中学校英語科教員とも連携を図る。 授業公開の際には授業者に対して、単元の指導計画や活動例などアドバイスを行うものとする。 また、児童の言語活動・表現活動を充実させるようALTとも連携を図る。

③ 小学校教科担任制推進教員について

【目的】

小学校教科担任制推進教員は,配置校において高学年における教科担任制を 推進する。

【具体的な取組】

- ・小学校教科担任制推進教員は、学級担任は行なわず、原則として高学年の算数・理科を担当し、自校の教科担任制を推進する。その取組に係る資料を学校間共有フォルダに格納するとともに、域内の全小学校に広めるよう努める。
- ・小学校教科担任制推進教員は、市教育委員会が行うPT協議会に参加するとともに、県教育委員会が実施する「小学校教科担任制推進教員協議会(年間2回)」に参加する。
- ・推進校の管理職は,県教育委員会が開催する「小学校教科担任制推進校連絡協議会」に参加し,取組の成果や実践上の課題とその解決方法等について協議を行うとともに,その取組に係る資料を県教育委員会に提供する。
- ・推進校は、取組の成果を測るため、各学年に関連する学力調査等を利用して、 取組の成果を検証し、その結果を県教育委員会(義務教育課)に報告するとと もに、県教育委員会の調査を年3回(4月・10月・2月)実施し、「学びに向か う力」等の向上について測定し、その結果を県教育委員会(義務教育課)に報 告する。

※各学年に関連する学力調査等

第5学年:大分県学力定着状況調査と市独自の学力調査又は推進校独自の学力調査 第6学年:全国学力・学習状況調査と市独自の学力調査又は推進校独自の学力調査

4 各校研究主任

【目的】

学校の教育目標を実現するため,校内研究を構想し推進していく。

【具体的な取組】

- ・市教育委員会が行うPT会議に参加し、津久見市全体の課題を共有すると共に求められる資質能力について検証していく。
- ・津久見市統一確認事項(P6)にそって校内の学習基盤を見直す。

学習の基盤 「津久見市統一 研究主任確認事項 |

学習環境

- □板書の構造化
- ・「めあて」と「振り返り」、必要な「課題」と「まとめ」の位置付け
- □チョークの色やノートの扱い方等そろえる
- □デジタル教科書の活用

学習規律

- □開始,終了時刻厳守
- □学習道具の準備(授業に必要なものの統一)

学習指導

- □習熟の程度に応じた指導
- ・「具体的な評価規準」に基づく確かな見取り
- ・「努力を要する状況」の児童生徒に対する手立ての工夫

家庭学習

- □個に応じた課題 □家庭との連携
- ・家庭学習の量の確認、タブレットドリルの活用

津久見市の授業観察シート 「観察の視点」

◎R5追記

単元の 指導計画	・3つの付けたい力が育成できるように単元が構成されているか ②単元を通して観点「主体的に学習に取り組む態度」を効果的に 位置づけているか
本時のねらい	 ・本時のねらいは適切かつ明確か (A学習内容 B学習活動 C育成を目指す資質・能力) ・本時の評価規準は「ねらい」と対応しているか。 →実際に評価できるか ・本時の「ねらい」に即した「めあて・課題・まとめ・振り返り」の設定
振り返り	・児童生徒,教師にとって意味ある振り返りになっていたか ②授業時間内に振り返りができているか
評価	・具体的な評価規準を設け、児童生徒のみとりができているか ・C評価の児童生徒への手立ての工夫は適切か

公開授業等への参加体制

(5プランに基づく年間2回の公開授業と参加)

【管内での授業】

一取組内容一

○各学校は、I・2学期を中心に年間2回以上の授業公開を計画(可能な限り公開授業を5校時に設定)する。また、各学校は、事後協議を設定し、協議を進行する。

各学校は、公開授業計画をもとに、各教員の参加体制(校種別で他校の公開授業 | 名以上参加)を調整する。各校の研修を推進する教員(研修主任・教務主任等)は、積極的に他校の授業公開に参加し、研修の還流を行うものとする。

- ※指導主事招聘を兼ねる場合には、事後研究会を必ず設定し、原則として 全校の教員が参加するものとする。
- ○管内教員は、各校が行う公開授業に年2回以上参加するように努める。

一案内方法一

市教育委員会は、各学校の授業公開について、おおよその計画を5月中旬までに集約し、各学校に共有する。

開催校は公開授業の実施に当たり、2週前までに実施内容を市教育委員会に伝える。市教育委員会は、学校からの情報を受けて案内文書(事務連絡)を発出し、各学校に詳細を案内するとともに、開催校に参加者と様態(授業のみ・事後協議参加)を連絡する。

【管外での授業】

市教育委員会は、管外の優れた取組等について、大分教育事務所等と協働して情報を収集し、市内各学校に「5プランに基づく授業改善に係る授業参観」としての案内を行う。各学校では参加者について、市教育委員会に報告する。

【学力向上PTの取組】

学力向上PTについては、教員の授業力向上の観点から、TI指導による授業を公開するのではなく、授業力向上の指導を行った教員の指導案(単元の指導計画)作成等に携わり、本時ではT2として指導に参加することとする。特に授業力向上アドバイザーの指導対象となった教員については、授業を公開することを推奨する。

②津久見市体力向上アクションプラン

健康で心豊かな津久見っ子の育成を目指した 体育・健康教育の充実

運動大好き!元気でたくましい津久見っ子!!

食べる喜び、育む命!食で育て、 食でつながる津久見っ子!!

令和4年度 津久見市の体力・運動能力調査結果

令和4年度 大分県 児童生徒の体力・運動能力等調査結果から

○小学生	○小学生(8種目) 全国平均以上の割合 53.1%(46										1)								
学年	男子			全国	平均均	以上の	種目			学年	女子			全国	平均基	以上の	種目		
74	20.7	握力	上体起	体前屈	反復横	Sラン	5 0 m	立ち幅	ボール		ΧJ	握力	上体起	体前屈	反復横	Sラン	5 0 m	立ち幅	ボール
1年生	5種目	0		0	0	0			0	1年生	8種目	0	0	0	0	0	0	0	0
2 年生	5種目	0	0	0		0			0	2 年生	3種目	0	0						0
3 年生	4種目	0	0		0				0	3年生	4 種目		0	0	0				0
4 年生	7種目	0	0	0	0	0	0		0	4 年生	3種目	0		0					0
5 年生	3種目	0		0					0	5 年生	2種目	0							0
6 年生	4種目	0	0		0				0	6年生	3種目	0			0				0
	男子合計 58.3%(28/48種目)									女子合	計 4	7. 9	9% (23/	48種	(目)			

○中学生(8種目) 全国平均以上の割合 43.8%(21/48種目)

学年	男子			全国	平均,	以上の	種目			学年	学年 女子 —		全国平均以上の種目								
74	五丁	握力	上体起	体前屈	反復横	Sラン	5 0 m	立ち幅	ボール		ХŢ	握力	上体起	体前屈	反復横	Sラン	5 0 m	立ち幅	ボール		
1年生	4 種目	0	0			0			0	1年生	1種目					0					
2 年生	2種目	0							0	2 年生	2種目	0							0		
3 年生	2種目		0						\circ	3 年生	4 種目	0	0	0					0		
	男子合計 33,3%(8/24種目)									女子合	計 5	4. 2	2% (13/	2 4 種	目)					

令和 4 年度 児童生徒質問紙調査結果(全国)

令和2年度は実施していません

小学生(5年)	R1男子	R3男子	R4男子	R1女子	R3女子	R4女子
運動が好き	90.6%	94.8%	89.4%	92.2%	84.5%	84.7%
体育の授業楽しい	88.7%	94.7%	95.4%	82.4%	89.7%	94.9%
朝食を食べる	90.6%	94.9%	95.3%	96.1%	96.5%	98.3%
中学生(2年)	R1男子	R3男子	R4男子	R1女子	R3女子	R4女子
運動が好き	90.4%	80.3%	88.0%	78.0%	76.4%	54.8%
体育の授業楽しい	93.1%	91.7%	96.0%	83.6%	78.5%	73.8%
朝食を食べる	91.9%	95.5%	94.0%	95.2%	94.2%	97.6%

体力向上の取組

1. 学校の組織的な取組 ~一校一実践の取組を通して~

★管理職の指導の下、体育主任管理職を中心とした学校全体での「一校一実践」を推進します 各校体育主任の役割を明確にし、体力向上の核として機能させる

【各校の一校一実践の取組のスケジュール】

- ①各校の体力・運動能力の実態(課題)を確認し、克服種目を設定
- ②克服のための具体的な運動を「一校一実践」の取組に組み込む
- ③今後の具体的取組計画を立て来年度のスタートと同時に取組を開始
- ④克服種目は、年間2回の記録計測を行い、記録の伸びを確認
- ⑤感染防止対策を行った運動の日常化
- ⑥個々の記録を学年毎にファイリング。頑張りを見える化し、次年度へ
- ⑦校内推進委員会で取組の検証・総括(次年度へ)
- ★体育の授業において、「めあて」「振り返り」が明確に位置づけられた授業づくりを推進します
- ★体育専科教員・体育推進教員を中心に、授業改善ならびに体力向上に係る活動を推進します
 - 3. 運動習慣の確立 ~家庭との連携を通して~
- ★運動習慣確立のための家庭と連携した取組を推進します(通信等を通しての啓発)

健康教育の取組



食育を中心とした 基本的生活習慣の定着

1. 学校の組織的な取組 ~学校給食と連携した食育の推進~

- ★学校給食(栄養教諭)、関係各課と連携した「食に関する指導」の充実を推進します
- ★管理職の指導の下、食育担当者を中心とした学校全体での「一校一実践」を推進します
- 2. 指導方法の工夫改善 ~栄養教諭と連携した食育の推進~
- ★栄養教諭と連携して、望ましい食生活の在り方について、市内に広める取組を推進します
- 3. 食生活習慣の確立 ~家庭との連携を通して~
- ★「輪(わ)食」の日の取組を、各校の実情に応じて家庭と連携して推進します

家族で一緒に食卓を囲み、楽しく食事をして 家族のきずなを深める日です 第3日曜日



③いじめ防止対策アクションプラン

≈あたたかい心でつながるつくみっ子の育成を目指して≈



1. 津久見市のいじめの現状

(R4年度は2学期末まで)

	年度	児童・生徒数	いじめ認知件数	解消件数	解消率
	R2	6 4 7	8 1	7 1	87.7%
小学校	R3	6 1 2	1 4 9	100	67.1%
	R4	601	7 2	5 5	76.4%
	R2	363	1 5	9	60.0%
中学校	R3	3 2 7	2 3	1 2	52. 2%
	R4	306	5 2	2 7	51.9%

【めざす津久見っ子の姿】

- ★ 夢や志をもち、未来に向かって挑戦し続ける津久見っ子
- ★ 知・徳・体の調和がとれた生きる力を身につけ、人とのつながりを大切にしながら 力強く生きていく津久見っ子
- ★ ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する津久見っ子

1. 「未然防止」の取組の推進

- (1) 絆を感じ合うことができる集団づくり・仲間づくりの推進
 - ①教師が「いじめは絶対に許さない」という基本姿勢を貫きます。
 - ②落ち着いた生活環境を子どもたちに保障します。
 - ③魅力的な授業づくり・学級づくりを推進します。
 - 4保護者との信頼関係を築きます。
 - ⑤「気になる」児童・生徒を見守ることができる体制づくりを推進します。
 - ⑥短時間で継続的に行う「人間関係づくりプログラム」を推進します。
- (2)「学級集団の状態をとらえる力」・「気づきの力」を高める取組の推進
 - ①相談活動の充実を図ります。
 - ◆生活ノート等の活用➡担任と子どもをつなぐ。**子どもの思いに「よりそう」**
 - ◆班ノート等の活用**⇒子どもを仲間とつなぐ**。安心できる心の居場所の一つとして。
 - ◆スクールカウンセラーの活用⇒可能な限り1学期の早い時期に一人ひとりと面談。
 - ②「Hyper-QU」調査を有効に活用します。(小学校3年生から中学校3年生まで)

2. 「早期発見」「早期対応」の取組の推進

- (1) いじめのサインへの気づき【早期発見の手立て】
 - ①子どもの様子や変化の「観取り」(みとり)を 積極的に行います。
 - ②情報収集を積極的に行います。
 - ③相談活動の充実を図ります。

(2) 早期対応の取組

- ①「いじめの認知をためらわない」ことを重視します。
- ②「報・連・相」の徹底を図ります。
- ③「聞き取りシート」を活用します。
- ④各種関係機関との連携を深めます。

3間き	なりシート(小学生	主用)				記入日:	平成	年	月	В
[年	組 番氏名		1							
			いじめ	の状況間	き取り	シート				
B #	月	B ()			概要				
場所	i									
iii ກ	『直接加わっ	た人								
	周りで見てし	た人								
	止めようとし	た人								
	その他の	η Д								
目体的	な状況図									
状況説 番号		相手の言動			自分の言	i h	1	自分の	感情	
1						~			- III	
2										
3										
4										
5										

3.「組織的対応」の取組の推進



具体的な指導・支援へ

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

	被害者への支援	加害者への指導	友人・知人(観衆・傍観者) への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	学校として「何としても守る」という姿勢を示すことプライバシーの保護に十分配慮すること	いじめは消して許されない行 為であることいじめられた側の心の痛みに 配慮すること自分の行為が重大な結果につ ながったこと	・いじめられた側の心の痛みに配慮すること・いじめを認知した時,大人に通知する勇気を持つこと・プライバシーの保護に十分配慮すること
確認すること	・身体の被害状況 (負傷している場合,病院での 診療状況) ・金品の被害状況 ・警察への被害深刻の意思 ・カウンセリングの必要性 ・教育支援センター(適応指導 教室)での対応の必要性	カウンセリングの必要性	カウンセリングの必要性
留意すること	・再発や潜在化・PTSD自殺危険度のアセス メント	・加害の心理的背景 ・加害者が被害者になること	・観衆,傍観者も被害者になること

いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方法を考えて迅速に対応する

4.「保護者・関係機関との連携」の取組の推進

保護者・家庭

学級(HR)担任を中心に対応

学校から伝えること

- ◆被害者最優先の姿勢で対応する方針
- ◆加害者側の毅然と対応する方針

学校が配慮すること

- ◆知り得た事象内容の保護者への公表
- ◆安全配慮が不十分であった場合の謝罪

学校が確認すること

- ◆保護者が知り得た情報
- ◆警察への被害申告の意思
- ◆学校に対する要望
- ◆学校への具体的支援の内容



PTA・学校評議員・地域の方々

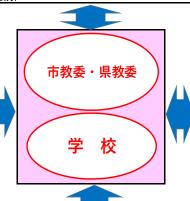
管理職を中心に対応

学校から伝えること

- ◆被害関係者の意向を十分に確認したうえで、学 校長が必要と判断した事象内容
- ◆見守り等の依頼

学校が確認すること

- ◆PTA, 学校評議員, 地域の方々が知り得た情報
- ◆学校に対する具体的支援の要望内容



医療機関・児童相談所・教育支援センター 臨床心理士・弁護士等

管理職・生徒指導主事(担当者)を中心に対応

学校から伝えること

- ◆被害関係者の意向を十分に確認したうえで、学 校長が必要と判断した事象内容
- ◆学校への協力依頼

学校が確認すること

- ◆関係機関が知り得た情報
- ◆専門的立場からの助言 (必要に応じて、ケース会議を継続的に開催)
- ◆学校に対する具体的支援の内容

管理職・生徒指導主事(担当者)を中心に対応

学校と警察との連携

- ◆学校と警察の連絡協議会等の積極的な運用と情 報共有
- ◆スクールサポーターやスクールロイヤー等による 非行防止教室の開催

(いじめが犯罪行為になる場合があることを児童 生徒に理解させ、いじめの未然防止を図る)

学校から伝えること

- ◆児童生徒の健全育成を図ることを目的とした「学校と警察の令閨制度」に基づく、いじめ事象 についての情報共有と対応の協議
- ◆犯罪行為となるいじめ事象,事象内容,関係児童生徒,被害申告の意思,学校の指導方針
- ◆犯罪行為に発展するおそれがあるいじめ事象, または学校長が通報を必要と判断した事象
- ◆事象についての連絡、学校と警察の連携した対応について依頼

5.「つくみっ子みんなで守ろう!」の取組の推進(情報モラル)

つくみっ子みんなで守ろう





早寝・早起き・朝ごはん!

●就寝



小学校4~6年生 夜10時 中学生 夜11時



までに必ず寝ましょう。

情報機器の使用

(メール・ゲーム等)は、 小学生 夜9時まで 中学生 夜10時まで



朝ごはん 毎朝しっかり食べて、 脳と体を元気にしよう。









つくみっ子の自慢は元気なあいさつです!

「おはようございます。」「こんにちは。」「ありがとう。」









通信機器の使い方「つくみっ子を守る10か条」

- 自分や友達の電話番号やメールアドレスを教えない。
- 2 夜10時以降は他の人に通信(電話・SNS・ライン等)をしない。
- ③ 通信機器の保管場所は居間(家族がそろう場所)にする。
- 4 ネットで知り合った人とは連絡を取り合わない。絶対に会わない。
- 5 人の悪口は絶対に書き込まない。
- ⑥ 勉強中・食事中は通信(電話・SNS・ライン等)をしない。
- ☑ 必ずフィルタリングサービスを利用する。※有害サイトの利用はしない。
- ③ 変なメールや知らない人からのメールは必ず保護者に見せる。
- スマートフォン等は学校に持ち込まない。
- 10 会員登録等の個人情報登録は、有料無料に関係なく保護者の許可を取る。 ※上記の通信機器には、パソコン・ゲーム機で通信できるものをすべて含む。

津久見市青少年健全育成市民会議・津久見市連合PTA・津久見市教育委員会

いじめ事案(重大事態発生時)の対応

重大事態発生

学校



- ※重大事態
- ①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ★児童生徒、保護者からいじめを受けて重大事態に至った旨の申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとみなす。

県教委

発生報告

市教育委員会

発生報告

市長

★調査の主体を判断する 事実確認の調査(法第28条)

津久見市 いじめ問題専門委員会

以下の場合は、学校設置者(市教育委員会)の第三者 委員会による調査(法第28条)

- ●事案の経過、特性、訴え等から学校主体の調査では 十分な結果が得られないと設置者が判断する場合。
- ●学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合。

学校 いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、関係 教員、養護教諭、スクールカウンセラー 他



SSW、心理・福祉などの外部専門機関

調査結果の報告

県教委

報告

情報提供

情報提供



調査結果の報告

(法第30条第1項)

※希望に応じ児童生徒又は保護者の所見を添付

再調査

市長

再調査について検討指示

★再調査の必要性

[市長が必要と認めた場合]

➡調査組織

[市長の下に設置]

(法第30条第2項)

再調査結果の報告

市議会

報告

必要な措置

学校

(法第30条第3項)

(法第30条第5項)

4 不登校対策アクションプラン

1. 津久見市の不登校の現状

不登校児童生徒数・出現率の推移

T 2	不登校		H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		丰度	R4年度(2学期末)		
1 73	21文	人数	1000人	人数	1000人	人数	1000人	人数	1000人	人数	1000人	人数	1000人当たり	
	玉	ı	5.4人	-	7.0人	-	8.3人	ı	10.0人	ı	13.0人			
小学校	県	368	6.2人	437	7.3人	558	9.4人	618	10.5人	706	12.3人			
	津久見市	1	1.4人	1	1.4人	3	4.6人	5	7.8人	7	11.4人	1	1.7人	
	H	ı	32.5人	-	36.5人	-	39.4人	ı	40.9人	ı	50.0人			
中学校	県	975	33.6人	1162	39.1人	1285	43.5人	1374	46.4人	1706	56.9人			
	津久見市	6	15.2人	0	0人	2	5.7人	5	13.8人	9	27.4人	11	35.9人	

2. 「未然防止」取組の推進

すべての児童生徒が安心して日々の学校生活を送ることができるようにすることが、不登校未然防止につながる第一歩です。一人一人が「居場所」を実感でき、仲間とつながる絆を感じ合うことがきる集団づくり、魅力ある学校づくりを行うことは、不登校未然防止の根幹です。

- (1)「絆」と「居場所」を意識した「魅力ある学校づくり・学級づくり」の推進
- (2)「新大分スタンダード」に基づく、生徒指導の3機能を意識した授業改善
- (3) 校内不登校対策委員会の活性化 ☞ 校内教育相談コーディネーターの活用
- (4)「つくみっ子あったかハート1・2・3」の取組
 - 1. 欠席 1 日目:電話連絡(担任による状況確認・励まし等) ※仲間たちの日課連絡・メッセージ・訪問等
- 2. 欠席2日以上連続:家庭訪問(担任による状況確認・励まし等)
- 3. 欠席3日以上連続:家庭訪問(子どもの思いへの寄り添い・励まし・不安の解消等)、組織対応開始

3.「初期対応」取組の推進

日頃から、児童生徒の様子や言動、その変化などに細かく気を配り、未然防止や早期発見の観点から 予兆やサインを見逃さないよう高くアンテナを保ち、情報交換による情報の共有を図りながら、関係機関 とも連携した組織的な取組を推進していくことが重要です。

- (1) 早期発見 〇「複数の目でしっかりチェック」(チェックシート等の活用)
- (2) 早期対応 〇「つくみっ子あったかハート1・2・3」の徹底

津久見市「欠席日数による不登校初期対応フロー」 【初期対応準備】

学年始 休業

前年度までの欠席・遅刻・早退等の状況把握(校内引き継ぎシート・小中連絡会記録)



「不登校相当」・「準不登校」の判断・情報共有(表1を基準に)

「不登校経験あり」群・「不登校経験なし」群の分類(表2を基準に)

表 1:「不登校」・「不登校傾向」の基準

±	区分	各学年の状況
表 1	「不登校相当」	欠席日数+保健室等登校日数+(遅刻早退日数÷2)=30日以上
1	「準不登校」	欠席日数+保健室等登校日数+(遅刻早退日数÷2)=15日以上30日未満

表2:欠席状況の分類とその基準

	区分	前年度までの状況
表	「不登校経験	・前年度までに一度でも「※不登校」「不登校相当」に該当した者
衣 2	あり」群	・複数年数「準不登校」に該当した者(1年生は単年)
_	「不登校経験	・前年度までに「不登校相当」「準不登校」のいずれにも該当しなかった者
	なし」群	

「※不登校」: 欠席日数30日以上 表1・表2は国立教育政策研究所作成基準による

対人関係への配慮(①学級編成の工夫②学級開きの工夫③関係機関等からの情報)

学年始





欠席 1 日目

2日目

3 日目 5 日目 【初期対応開始】



欠席日数による対応(明らかな病気・けがを除く)

欠席日数	「不登校経験あり」群	「不登校経験なし」群					
1日目	家庭訪問 □	電話連絡					
2日目		家庭訪問					
3日目	校内支援チーム発足	!					
5日目及び断続的	lacksquare	校内支援チーム発足					
な欠席が7日目	仲間たちの日課連絡訪問等	仲間たちの日課連絡訪問等					



組織的な対応

各校不登校対策委員会 (ケース会議:教育相談 C) (SC・SSW 連携)



関係機関(ネロリ・児童相談所・ 社会福祉課・幹部交番等)



欠席 連続 7日目

欠席日数が連続7日(課業日のみ)になるなど長期に欠席が続いた場合【様式1】を市教委に 提出⇒【様式1】の情報を市教委・地域児童生徒支援C・ネロリ・家庭児童相談員等で共有

4. 「学校復帰支援」・「自立支援」の取組の推進

- (1) 校内不登校対策委員会の取組 (チーム学校として組織的に対応)
 - 〇スクリーニング会議を定期的に開催。
 - ○ケース会議の開催。(早期発見・早期対応)
 - ○教育相談コーディネーターの活用
 - 〇児童生徒支援シートの活用

(フェイスシート・相談支援シート)

- (2) 地域児童生徒支援コーディネーターの活用 〇拠点校及び市内での活動の共通理解。
- (3)教育支援センター「ネロリ」との連携
 - 〇子どもの大切な「居場所」として活用。
 - 〇自立支援の場として活用。
 - 〇子どもと保護者の相談できる場として。



- (4) 不登校を子どもの立場で理解する。
- (5) 関係諸機関と連携し、支援体制を構築する。

教育支援センターネロリ

活動内容

- 1 学校に行けない子どもへ活動の場を提供
 - ①室内活動
 - ・学習や実習
 - ・ゲーム・スポーツ
 - ②室外活動
 - 市民図書館活用
 - 学校訪問(同伴登校)
- 2 学校訪問等の相談活動
 - 訪問学習, 訪問相談
- 3 他の専門機関、相談機関と連携した支援
- 4 電話相談, 来室相談

5. 地域児童生徒支援コーディネーターの活用

- (1)拠点校での取組
 - ○教育相談体制の構築と運営 (課題と対策、具体的な対策計画の立案等)
 - 〇校内不登校対策委員会の実施 (対策委員会・ケース会議をコーディネイト)
 - 〇不登校対応に関する校内研修の実施(Q-U調査活用方法・仲間づくり・初期対応等)
 - ○学級担任との連携 (子どもの様子や困りの相談等)
 - ○登校支援・別室登校生の対応(朝の迎え・放課後対応・学習支援等)
 - ○家庭訪問と保護者との相談活動(児童生徒支援シートの作成)
 - 〇人間関係づくりプログラムの計画実施



- (2) 津久見市全体での取組
 - 〇学校訪問(各校の教育相談コーディネーターへの支援・助言)
 - 〇不登校生への家庭訪問(担任と密に連携をしながら)
 - ○不登校生や別室登校生への学習支援ならびに保護者との相談活動
 - 〇要保護児童対策地域協議会(実務者会議)への出席・関係機関との連携
 - ○津久見市生徒指導連絡協議会における現状報告及び不登校対応の取組の報告
 - 〇各校校内研修に参加(Q-U調査活用方法の助言・人間関係づくり等の研修への支援)
 - ○各種関係機関(SSW・SC・ネロリ・社会福祉課・警察等)との連携、情報交換会への参加。
 - ○教育相談コーディネーター連絡協議会、スクールカウンセラー連絡協議会への出席・連携
 - 〇人間関係づくりプログラムの啓発・助言・研修等

★★・・・拠点校以外での活動

午前	午後
【拠点校】	★【学校訪問】情報交換·対応相談
担当教科授業・登校支援・別室登校対応	【家庭訪問】市内各校
★【SSW・SC・社会福祉課との連携】	【拠点校】
情報交換・具体的な対応計画	家庭訪問・別室登校対応・放課後学習支援
★【教育支援センター「ネロリ」での対応】	【校内研修】 (拠点校及び市内各校)
★ 【学校訪問(情報交換)·家庭訪問】等	研修への参加・助言・資料提供・情報交換
市内各校	
【拠点校】	【拠点校】
担当教科授業・登校支援・別室登校対応	市内各校の家庭訪問・別室登校対応
【拠点校】	★【学校訪問】情報交換・対応相談
担当教科授業・登校支援・別室登校対応	【家庭訪問】市内各校
	【拠点校】 担当教科授業・登校支援・別室登校対応 ★【SSW・SC・社会福祉課との連携】 情報交換・具体的な対応計画 ★【教育支援センター「ネロリ」での対応】 ★【学校訪問(情報交換)・家庭訪問】等 市内各校 【拠点校】 担当教科授業・登校支援・別室登校対応 【拠点校】

※状況に応じて、活動日・活動内容の変更もあります。

【つくみっ子欠席連続シート】

	つくみ	みっ子	欠席证	車	終シ-	− ト »	《欠席:	が気	にな	り始め	たとき	、又は	連維	売7日欠席	となっ	たとき提出	
	1	記入日	令	印		年		月			日	【学标	交 =	◆ 生徒指導	9担当	指導主事】	
1			学校名					2	報告	者職名			報告	者氏名	ı		
						学校				孝	 次						
3		当該児童生徒							4		電話連絡・家庭訪問時の様子						
	学年	組			氏名		性別										
	年	組															
5			欠席日	数 累	は計												
	本组	丰度					日										
6		欠席の理由 ※複数選択可															
-	友人	関係															
ľ	教師	で 人間	関係														
	学業不振								7		項目6のその他の内容						
	遊ひ	遊び・非行															
ļ		無気力															
L	不安などの情緒的混乱							ı									
-	意図的な拒否								8			校内支援チーム構成メンバー					
-		保護者の教育に関する考え方						-	管理職	4D 14		養護教諭		その他			
-	家庭の事情								-	生徒指導			学年部		その他のメンバー		
L	その他(項目7にその内容を記述)								教育相談	I		学級担任					
9		居所不明について							11	備	考(その)他市	教委	へ連絡が必	必要な	事項を記入)	
ŀ		不明でな	()		居所不明												
Ļ	田杉	できた			面談でき	だない		l									
10	今後連携が想定される関係機関 ※複数選択可																
ŀ	教育支援センター「ネロリ」																
ŀ	津久見市社会福祉課																
ŀ	大分県中央児童相談所																
ŀ	津久見幹部交番 各専門医療機関																
ŀ	合専門医療機関 その他																
ŀ	その他の関係機関																
ŀ																	

⑤特別支援教育アクションプラン

地域で共に生き、共に育ち、支え合う津久見っ子!

-人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

1 ニーズを「つかむ」 2 支援体制「つくる」 3 一貫して「つながる」

一人ひとりの 教育的ニーズに 応じた指導・支援

早期からの 教育相談・ 支援の充実

就学から中学校卒業までの 一貫した円滑なつながり

1 二 一 ズを 「 つかむ 」 ~一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援~

★本人・保護者・学校・設置者の合意形成に基づく多方面からの支援の充実

- ①保護者・本人のニーズの確認 (面談:巡回相談等の活用)
- ②合理的配慮による学びの深まりの提案(学びの方向性の確認)
- ③合意形成の確立

(キーパーソンの活用)

- ④個別の指導計画を作成·活用(支援が必要な児童生徒が対象)
- ⑤個別の教育支援計画の作成ならびに関係機関との連携

本人・保護者、学校、設置者の合意形成

- ①保護者等ニーズの確認
- ②合理的配慮による学びの深まりの提案
- ③合意形成



個別の教育支援計画 個別の指導計画







保護者等のニーズに直接結びつく配慮でない場合には、 「今できる配慮」と「将来的にめざす姿」との関係を説明 し、段階的に高めていきましょうと話すのも一つの方法。

「ユニバーサルデザイン(UD)」の良さを取り入れた教育

☆校内研修で特別支援教育に関わる学習会の実施

「配慮の必要な児童生徒にとってはなくてはならない支援」

「すべての児童生徒にとって、あると便利な支援」

すべての児童生徒にとっての「分かる・できる」を保障する教育

2 支援体制を「つくる」~早期からの教育相談・支援の充実~

★ 関係機関との連携を推進します。

- (1)特別支援連携協議会の開催
- (2)地域自立支援協議会による幼稚園・保育園巡回訪問の実施
- (3) 就学児に係る情報交換会の開催(年間2回)
- (4)「つくみっこ子育てホットライン~つながる絆~」の活用
- (5)市5歳児健診での健康推進課との連携
- (6)市就学支援委員会・調査部会の充実
- (7)津久見市巡回相談・臼杵支援学校巡回相談の実施
- (8)専門家チーム相談会・参加
- (9)社会福祉課,健康推進課,こども発達支援事業所「さくら」との連携

★校内支援体制の充実を図ります。

- (1)校内委員会を設置し、その役割の充実(特別支援教育コーディネーターの役割)
- (2)校内の教職員の理解推進と専門性の向上



3 一貫して「つながる」 ~就学から中学校卒業まで一貫した円滑なつながり~

【早期からの教育相談】

本人・保護者の了解を得たうえで、気づき段階からの相談内容や保護者の願いなどの情報を一元化して、成長に合わせて新たな情報を追加しながら引き継ぐことにより、 進学進級時の本人・保護者の不安を解消します。





連携・協力・情報共有

子どもに関わる人全員が同じ目標を持つ!











保健師

保育士

幼稚園教諭

小中高教諭

特別支援学校教諭

教育委員会

★ 幼保・小・中の連携を推進します。

- (1)津久見市特別支援連携協議会を核とした支援システムの構築
- (2)アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの作成(幼・小・中で作成)
- (3)「津久見市相談支援ファイル」の活用推進(就学 ☞ 小中 ☞ 進学・就労へ)
- (4)幼保連絡協議会の開催,及び連携強化の推進



津久見市教育委員会 学校教育課